

【別紙2】

令和2年4月15日

市内生活介護事業所 管理者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部  
障害福祉サービス課長

新型コロナウイルスへの対応に伴う生活介護事業の取扱いについて

標記の件について、令和2年2月20日、令和2年3月10日、令和2年4月9日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡において「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」が示されているところですが、これを受けて、生活介護事業の取扱いについて、臨時で在宅でのサービス提供を実施する際の留意事項について下記のとおりとしたのでお知らせします。

記

1 臨時の在宅利用の取扱いについて

(1) 現在、通所している利用者が、以下の状況において在宅でのサービス提供を希望したときに、事業者がサービスの提供が可能な場合は、臨時で在宅利用を認める。

ア 利用者が、他者へ新型コロナウイルスを感染させることを避ける目的で通所を取りやめる場合

イ 利用者が、通所途中又は事業所内での新型コロナウイルス感染を避ける目的で通所を取りやめる場合

ウ 事業所の判断として通所でのサービス提供を取りやめる場合

その他の場合については、事前に障害福祉サービス課施設支援班に相談すること。

2 届出等について

(1) 事業所名、サービス種別、利用者氏名・受給者証番号、利用者の状況、在宅で提供するサービスの内容、在宅利用開始日について、障害福祉サービス課施設支援班宛てに、メール又はFAXで事前（当日可）に届出（様式任意）を行うこと。

(2) 在宅でのサービス内容、提供方法等について、該当利用者に事前に説明し、同意を得ること。重要事項説明等に準じて文書で残すことが望ましいが、電話等の対面以外の方法により説明・同意が行われた場合は、経緯を記録、保管すること。

なお、同意が得られない利用者について在宅利用は認められないので、通常の欠席として取り扱い、在宅利用を強制することのないよう注意すること。

### 3 サービスの提供等について

#### (1) 生活介護事業所の職員が居宅等を訪問する場合

サービスの内容は、通常事業所で利用者が行っている活動内容や健康管理、相談支援等、利用者の状況に合わせて事業所が設定すること。

#### (2) 生活介護事業所の職員が居宅等を訪問しない場合

サービスの内容は、通常事業所で利用者が行っている活動内容や電話等の方法による健康管理、相談支援等できる限りの支援とし、利用者の状況に合わせて事業所が設定すること。提供にあたっては、別添「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」の在宅利用の扱いに準じ、以下のとおりとする。

ア 在宅利用期間を通じて、当該利用者の健康管理、相談支援ができる支援体制が確保されていること。

イ 原則1日2回、電話・メール等により、活動内容の進捗状況の確認、健康管理、相談その他の支援が行われ、個人ごと、日ごとに支援内容を記録する日報が作成されていること。活動内容又は利用者の希望に応じ、1日2回を超えた対応や随時の対応も行うこと。利用者の都合等やむを得ない理由により電話での支援が1日1回となる日は、その理由を日報に記録すること。

ウ 緊急時の対応ができること。

#### 4 サービス提供に係る利用者の確認については、通常の利用と同様に必要となるので、実績記録票を郵送する等の対応により利用者の確認を受けた書類の保管をすること。（事業所による代筆は不可。）

### 5 請求について

(1) 通常の利用と同様に、同日に利用者が複数の事業所を利用する重複請求については認められないので注意すること。

(2) 本措置による在宅利用に係る報酬は、通常の利用の単位数となる。

(3) 本措置による在宅利用日については、欠席時対応加算の重複算定はできない。在宅利用が予定されていた日に利用者の急病等により利用をとりやめたとき、欠席時対応加算の要件を満たす場合は、通常の利用の単位数に代えて欠席時対応加算を算定することは可能である。また、食事提供、送迎等特定のサービスの提供実績を要件とする加算の算定は、実績がない場合はできないので注意すること。その他の加算については事前に障害福祉サービス課施設支援班に確認すること。

### 6 本市以外の利用者について

(1) 各支給決定市町村に指示を仰ぐこと。

## 7 その他

- (1) 本措置は新型コロナウイルス感染防止に伴う臨時措置であり、各区高齢障害支援課での相談、支給決定の変更は不要である。
- (2) 本措置の適用期間の終了については、別途通知するものとする。
- (3) 届出等の所定の手続きがなされない場合に報酬の請求が認められない場合があるので注意すること。
- (4) 休業要請に基づき休業する事業所については取扱いが異なる可能性があるため、個別に問い合わせること。

千葉県保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課 施設支援班

〒260-0026 千葉県中央区千葉港2番1号 千葉県中央コミュニティセンター1階

電話 043-245-5174 FAX 043-245-5630

E-mail shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp